

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 県営土地改良事業計画を変更した件 五九
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 五九
- 福島県准看護師試験を実施する件 五九
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 五〇
- 福島県教育委員会 五〇
- 福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 五〇
- 福島県公安委員会 五〇
- 古物営業及び質屋営業にかかる許可申請書に関する規則の一部を改正する規則 五二
- 道路交通法による運転免許取得者教育の認定をした件 五二

告 示

- 福島県告示第七百九十五号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、押釜地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成三十年十月二十三日
福島県知事 内堀雅雄
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成三十年十月二十四日から
同 年十一月十二日まで（二十日間）

三 縦覧の場所
南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第七百九十六号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年十月九日次のとおり指定した。
平成三十年十月二十三日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事
笠間 直一	郡山市片平町字庚	平成三〇年一〇月一六日から	内堀雅雄
	垣原一四	平成三五年九月三〇日まで	売りさばき所の名称及び所在地
			笠間商店
			郡山市片平町字庚垣原一四（富士工業株式会社敷地内）
			（出納総務課）

公 告

公告第二百三十一号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成三十年年度福島県准看護師試験を次のとおり実施する。
平成三十年十月二十三日
福島県知事 内堀雅雄

- 一 試験期日
平成三十一年二月六日（水）午後一時開始
- 二 試験場所
郡山市南二丁目五十二番地 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）
- 三 提出書類
 - 1 受験願書
出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、受験用写真台紙に貼付けること。
 - 2 写真
 - 3 受験資格を証する書類
 - （一）保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「規則」という。）第二十七条第二号から第四号までに掲げる書類とする。
 - （二）受験願書の受付期間内に規則第二十七条第二号の修業証明書又は卒業証明書を

添付することができない者は、当該証明書に代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。ただし、この者が平成三十一年三月十一日(月)までに修業証明書又は卒業証明書を知事に提出しないときは、試験結果のいかんにかかわらず、当該試験は無効とする。

四 受験手数料
六千九百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること(消印はしないこと。)

五 受験願書の受付期間
平成三十年十一月二十八日から同月三十日まで(書留郵便)又は持参のこと(郵送の場合は、平成三十年十一月三十日までの通信日付印のあるものは有効とする。)

六 受験願書の提出先
福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室
福島市杉妻町二番十六号(郵便番号九六〇一八六七〇)
電話 〇二四一五二一七二二二(直通)

七 その他
1 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して百四十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、前記受験願書の提出先へ請求すること。
2 試験の詳細については、福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室に問い合わせること。

(地域医療課医療人材対策室)

公告第二百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成三十年十月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県教育委員会

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年十月二十三日
福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第八号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二号様式(別紙)中

「**総合的な学習の時間**

を

「**総合的な学習の時間**

」に

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県立学校の管理運営に関する規則第二号様式による別紙計画表は、改正後の福島県立学校の管理運営に関する規則第二号様式による別紙計画表とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県立学校の管理運営に関する規則第二号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
- 4 平成三十一年三月三十一日以前に高等学校に入学した生徒(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第九十一条の規定により同日後に入学した生徒で同日以前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。)の教育課程については、第二号様式中「**総合的な学習の時間**」とあるのは、「**総合的な学習の時間**」と読み替えるものとする。

(高校教育課)

福島県公安委員会

古物営業及び質屋営業にかかる許可申請書に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月23日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第7号

古物営業及び質屋営業にかかる許可申請書に関する規則の一部を改正する規則

古物営業及び質屋営業にかかる許可申請書に関する規則（昭和38年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「第1条第2項」を「第1条の2第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月24日から施行する。

（生活安全企画課）

福島県公安委員会告示第65号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成30年10月23日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
株式会社平和 総合企業	福島県河沼郡会津 坂下町大字福原字 長泥8番地	杉原 稔	会津平和自動 車学校	福島県河沼郡会津 坂下町大字福原字 長泥8番地
東北振興産業 株式会社	宮城県仙台市宮城 野区日の出町二丁 目1番21号	高橋博剛	会津中央自動 車教習所	福島県会津若松市 米代二丁目5番41 号

- 2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称

- (1) 会津平和自動車学校

ア 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等課程

イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等課程

ウ 規則第1条第7号に掲げる課程 二輪車習熟講習課程

- (2) 会津中央自動車教習所

ア 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等教育課程

イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等教育課程

- 3 認定年月日

平成30年10月9日

（運転免許課）